



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

社会福祉委員会

2012年、社会福祉法により変更、追加して権利を得る福祉制度及び給付金の比較表

1954年、社会福祉法					2012年、社会福祉法			
納付金及び保障制度					予定する納付金及び保障制度			
レベル	賃金割合 (Ks)	納付金			保障制度	納付金		
		雇用主 (Ks)	労働者 (Ks)	合計 (Ks)		雇用主	労働者	合計
1	3000	75	45	120	1. 健康及び社会保障制度 (病気、出産及び死亡)	1.5%	1.5%	3.0%
2	5000	125	75	200				
3	7000	175	105	280				
4	9000	225	135	360	2. 職場における傷害給付金保障制度	1.0%		1.0%
5	11000	275	165	440				
6	13000	325	195	520				
7	15000	375	225	600	3. 労働不能、定年退職及び遺族年金保障制度	3.0%	3.0%	6.0%
8	17000	425	255	680				
9	19000	475	285	760				
10	21000	525	315	840	4. 失業給付金保障制度	1.0%	1.0%	2.0%
11	23000	575	345	920				
12	25000	625	375	1000				
13	27000	675	405	1080	合計	6.5%	5.5%	12%
14	29000	725	435	1160				
15	31000	775	465	1240	5. 住宅計画		20%	

1954年、社会福祉法				2012年、社会福祉法	
保障制度	納付金			注：保障を受ける労働者が実際に受け取る1カ月分の賃金に応じた割合で納付金を納入しなければならない。	
	雇用主	労働者	合計		
1. 一般保障制度	1.5%	1.5%	3.0%	注：レベル(15)は最高で、現在の状態には適用されない。	
2. 職場障害保障制度	1.0%	-	1.0%		
合計	2.5%	1.5%	4.0%		



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

1954年、社会福祉法	2012年、社会福祉法
<p>一般保障制度</p> <p>(1) 病気</p> <ul style="list-style-type: none"> - 治療を受ける権利 - 最高レベル(15)に定める最高賃金(31000ks)の50%を最高(26)週まで現金による給付 	<p>健康及び社会保護制度</p> <p>(1) 病気</p> <ul style="list-style-type: none"> - 治療を受ける権利 - 医療休暇を得る直前の(4)ヶ月の1ヶ月あたりの平均賃金の60%を最高(26)週まで現金による給付
<p>(2) 妊娠/出産</p> <ul style="list-style-type: none"> - 治療を受ける権利 - 出産前(6)週、出産後(6)週、合計で(12)週につき、定める最高賃金(31000Ks)の66.67%を、現金による給付 - 出産費用は受領不可 	<p>(2) 妊娠/出産</p> <ul style="list-style-type: none"> - 治療を受ける権利 - 出産前(6)週、出産後(8)週、合計で(14)週のため、一年間における1カ月平均賃金の70%を、現金による給付 - 出産費用として、子ども1人を出産した場合、平均賃金の50%、双子2人を出産した場合75%、双子3人を出産した場合100% - 保障を受ける男性の <ul style="list-style-type: none"> (1) 保障を受ける妻が出産する場合、育児休暇(15)日及び一年間の平均賃金の70%を、現金による給付 (2) 保障を受けない妻が出産する場合、以上の給付金、また、定める出産費給付金の半分を受けることができる。
<p>(3) 退職後の治療権</p> <ul style="list-style-type: none"> - 受ける権利がない 	<p>(3) 退職後の治療権</p> <ul style="list-style-type: none"> - 納付金を(180)月以上納入した場合、受ける権利がある。
<p>(4) 死亡による葬祭費用の給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> - 40000Ksを受けとる権利がある 	<p>(4) 死亡による葬祭費用の給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> - 最後の(4)ヶ月の平均1カ月賃金の - 保障後(6)ヶ月以内に死亡する場合、平均賃金の1倍 - (7)ヶ月から(24)ヶ月まで保障した場合、平均賃金の2倍 - (24)ヶ月以上から(48)ヶ月まで保障した場合、平均賃金の3倍 - (48)ヶ月以上から(72)ヶ月まで保障した場合、平均賃金の4倍 - (72)ヶ月以上保障した場合、平均賃金の5倍



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

<p>職場における傷害給付金保障制度 (1) 治療の権利</p>	<p>職場における傷害給付金保障制度 (1) 治療の権利</p>
<p>(2) 臨時身体損害給付金として、現在定める最高賃金(31000ks)の 66.67%を、最高(12)ヶ月まで、現金により給付</p>	<p>(2) 臨時身体損害給付金として、4ヶ月平均賃金の70%を、最高(12)ヶ月間まで受け得る</p>
<p>(3) 定例身体損害給付金 - 医療関係委員会の労働力喪失割合に関する規定に基づく類型により、賃金の66.67%を (1) 身体損害20%以下のため、1ヶ月貰う金額の(5)年間分金額 (2) 身体損害20%以上のため、毎月年金 (3) 継続して他者の看護が必要である場合、25%を追加することができる。</p>	<p>(3) 定例身体損害給付金 - 医療関係委員会の労働力喪失割合に関する規定に基づく類型により、最後(4)ヶ月の平均1ヶ月賃金70%を (1) 身体損害20%以下の場合、1ヶ月に受け取る金額の(5)年分の金額 (2) 身体損害20%から75%まで、(7)年分の金額 (3) 身体損害75%以上、(9)年間分金額 (4) 継続して他者の介護が必要である場合、10%を追加することができる</p>
<p>(4) 職場で傷害を受け死亡した場合の遺族の権利 - レベルにより賃金の66.67%を受ける権利がある</p>	<p>(4) 職場で傷害を受け死亡した場合の遺族の権利 - 最後(4)ヶ月間の平均1ヶ月賃金の - 登録1ヶ月/納付金を納入していない場合、平均1ヶ月賃金の(10)倍 - (60)月以下納入する場合、平均1ヶ月賃金の(30)倍 - (60)月以上から(120)月まで納入する場合、平均1ヶ月賃金の(50)倍 - (120)月以上から(240)月まで納入する場合、平均1ヶ月賃金の(60)倍 - (240)月以上納入する場合、平均1ヶ月賃金の(80)倍 (注)：保障を受ける者が指名した者、(又は)妻/夫、(又は)子/親(又は)母親/父親は受ける権利がある。</p>
<p>労働不能、定年退職及び遺族年金保障制度 - 現在受ける権利がない</p>	<p>労働不能、定年退職及び遺族年金保障制度 (1) 病気で全く稼働できないための給付金 - 納付金(15)年以上納入した場合、納付金を納入する期間、平均1ヶ月分の(15)倍を、任意で一部ずつ又は全体を受ける権利</p>



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

	<ul style="list-style-type: none"> - 定められた期間に到達しない場合、全ての納付金を規定に従って、利息と共に引き出す権利 - 超えて納入した場合、規定に従い追加する権利 <p>(2) 定年退職の給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> - 上記(1)のとおり権利がある - 退職後、継続して治療を受ける権利がある。 <p>(3) 業務を原因としない死亡の場合の遺族の権利</p> <ul style="list-style-type: none"> - 下記(1)のとおり遺族が受けとる権利がある。
<p>失業給付金保障制度</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現在受ける権利がない 	<p>失業給付金保障制度</p> <ul style="list-style-type: none"> - 納入期間(3)年間の場合(2)ヶ月 - 納入期間(4)年間の場合(3)ヶ月 - 納入期間(5)年間の場合(4)ヶ月 - 納入期間(6)年間の場合(5)ヶ月 - 納入期間(7)年間の場合(6)ヶ月まで <p>受けとることができ、直近一年の平均1ヶ月賃金の50%を受ける権利がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 失業給付を受けた後、業務を再開できない場合、労働不能、定年退職、遺族年金に納付金(36)ヶ月以上納付したとき <p>(1) 自らの納付金+雇用主の納付金の40%+利息を、労働者が引き出すことができる。</p> <p>(2) 自らの納付金の25%+利息を雇用主が引き出すことができる。</p>
<p>他の社会保障制度</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現在受ける権利がない 	<p>他の社会保障制度</p> <ul style="list-style-type: none"> - 福祉住宅計画を設立して行う。 <p>計画を実行中である。</p>
<p>注：(1) 2012年、社会福祉法の給付金は法律を施行してから、権利を受けられる</p> <p>(2) 新しい2012年社会福祉法が未施行の場合、現行の1954年社会福祉法に規定される給付金のみ受ける権利がある。</p>	



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

保障制度	現行法による 最高の賃金 31000ks	新法律による予想賃金	
		60000ks	80000ks
健康及び社会保障制度			
納付金(雇用主)1ヶ月	465	900	1200
納付金(労働者)1ヶ月	465	900	1200
療養1日給付金	596	1200	1600
療養1月給付金	15500	36000	48000
最高給付金(26)週	93000	216000	288000
出産1日給付金	794	1400	1866
葬祭費用	40000	60000(最低)	80000(最低)
		300000(最高)	400000(最高)
職場での傷害保障制度			
納付金(雇用主)1ヶ月	310	600	800
納付金(労働者)1ヶ月			
臨時身体損害1日給付金	794	1400	1866
100% 定例身体損害給付金	20666		
20% 定例身体損害給付金	4133		
20% 金額(定例身体損害)	247980	504000	672000
20%から75%まで 金額(定例身体損害)		705600	940800
75%以上 金額(定例身体損害)		907200	1209600
遺族となる寡婦年金(毎月)	8267		
遺族となる子供1人(毎月)	4133		
(5)年以下まで納付金を納入する場合の遺族の給付金		1800000	2400000
(5)年以上から(10)年まで納入する場合の遺族の給付金		3000000	4000000
(10)年以上から(20)年まで納入する場合の遺族の給付金		3600000	4800000
(20)年以上納入する場合の遺族の給付金		4800000	6400000

【仮訳】 キャストコンサルティング(ミャンマー) 有限会社,

(担当) Shwe Witt Yee, Thu Zar Mon